判決年月日	平成22年10月13日	提	知的財産高等裁判所	第 4 部
事件番号	平成22年(ネ)10052号			

著作権法32条1項にいう引用としての利用に当たるか否かの判断においては,他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか,その方法や態様,利用される著作物の種類や性質,当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない

## (関連条文)著作権法32条1項

本件は、画家の相続人である被控訴人(X)が、控訴人(Y)に対し、美術品の鑑定等を 業とするYにおいて、画家の制作した絵画2点に係る各鑑定証書を作製する際、その裏面に 添付するために各絵画の縮小カラーコピーを作製したことが、画家の著作権(複製権)を侵 害するものであると主張し、同侵害に基づく損害賠償請求(著作権法114条2項又は3項) をした事案である。

1 審は ,Y の複製権侵害を認めてその認定に係る損害額の限度で X の損害賠償請求を一部 認容したことから , Y が控訴に及んだ。

本判決は,次のとおり判示して,原判決のY敗訴部分を取り消して,Xの請求を棄却すべきものとした。

Yが各絵画の縮小カラーコピーを作製したことは著作権法における「複製」に当たる。

しかしながら,Yが控訴審において新たに追加した,同法32条1項の「引用」として許されるものであるとの主張につき検討するに,引用としての利用に当たるか否かの判断においては,他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか,その方法や態様,利用される著作物の種類や性質,当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない。しかるところ,本件においては,鑑定対象の絵画を特定し,鑑定証書の偽造を防ぐためには,鑑定対象である絵画のカラーコピーを添付する必要性・有用性があること,著作物の鑑定業務が適正に行われることは,著作物の価値を高め,著作権者等の権利の保護を図ることにつながること,本件のカラーコピー部分のみが鑑定証書とは別に分離して利用に供されるとは考え難いこと,カラーコピー付きの鑑定証書は絵画と所在を共にすることが想定されており,絵画と別に流通することも考え難いこと,著作権者が絵画の複製権を利用して経済的利益を得る機会が失われることも考え難いことなどの事情によると,本件のカラーコピーの作製は引用として許容されるものである。